

令和 5 年 4 月 26 日

国土交通省 中部地方整備局

静岡国道事務所

国道 52 号「異常気象時の通行規制区間」について

～「通行規制基準（雨量）」を一部緩和します～

国土交通省静岡国道事務所が管理する国道 52 号逢坂地区^{おうさか}における「異常気象時の通行規制区間」について、令和 5 年 4 月 26 日（水）より、通行規制基準（雨量）を一部緩和しますので、お知らせします。

1. 区 間 : 国道 52 号 静岡市清水区小^こ河^{ごう}内^ち～^し原^{はら}（L=1.7km）
2. 規制基準（雨量） : 連続雨量を 300mm から 400mm に緩和します。
3. そ の 他 : 詳細は別紙をご覧ください。
4. 配 布 先 : 静岡県政記者クラブ、静岡市記者クラブ、富士宮市記者クラブ

<問い合わせ先>

中部地方整備局 静岡国道事務所

副所長（管理）^{いいだ あきひろ} 飯田 明弘 電話（054）-250-8900総括保全対策官^{きざき こうじ} 木崎 浩二 電話（054）-250-8908静岡国道事務所ホームページ <https://www.cbr.mlit.go.jp/shizukoku/>

静岡国道事務所公式ツイッター @mlit_shizukoku



○ 規制基準雨量改訂の経緯

国道 52 号逢坂地区は、落石や法面崩落等の危険があるため、異常気象時における事前通行規制区間として設定されています。

平成 20 年度から現在まで、連続雨量を 300mm として運用していましたが、令和 2 年度までに防災工事を完了し、その後 2 度の基準超過雨量を経ても災害が発生しなかったことから、学識経験者の見解も踏まえ、基準を緩和しても交通の安全に支障がないと判断したものです。

○ 基準緩和の効果

国道 52 号逢坂地区の事前通行規制区間内には 20 戸の集落がありますが、いずれも通行止を実施した際には集落が孤立するリスクが避けられません。

平成 3 (1991) 年から令和 4 年 (2022) までの 32 年間で、連続 300mm で通行止を行った場合には、14 回 (およそ 2～3 年に 1 度) の通行止が発生しますが、これを 400mm に緩和した場合には、4 回 (8 年に 1 度) まで低減するため、集落の孤立リスクが大きく減少します。